

## 仕様書

1 委託件名 女性特有の健康課題等と仕事の両立支援事業 業務委託

2 履行期間 契約締結の日から令和7年3月15日まで

3 事業目的

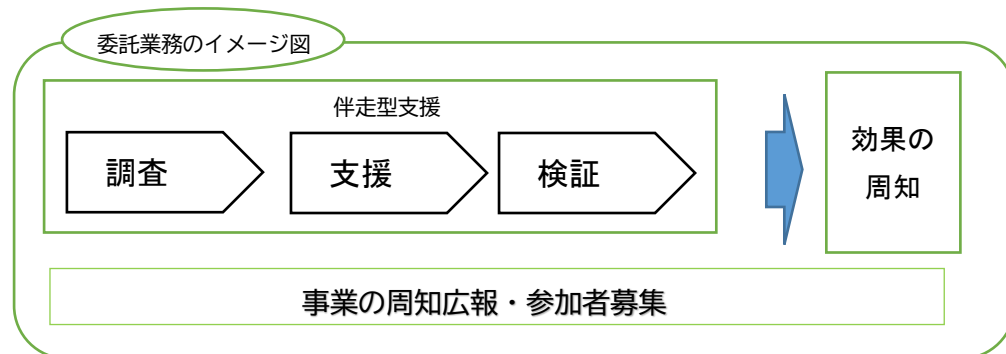
企業における女性特有の健康課題等への理解促進及びヘルスリテラシーの向上を図るための支援を行い、その効果検証の結果を広く発信することにより、ダイバーシティの視点から、働きやすい環境づくりを促進する。

4 履行場所

市民局男女共同参画部女性活躍推進課 外

5 委託業務内容

- ・ダイバーシティ及び女性活躍推進の視点から次の内容を企画・実施すること。



(1) 企業への伴走型支援

内容：社員向けに女性・男性特有の健康課題等と仕事に関する認知度、症状の有無、仕事のパフォーマンスへの影響を調査する。また、理解促進やヘルスリテラシー向上に向けた行動支援を促す伴走型支援を実施し、その効果を検証する。

※調査や検証及び伴走型支援について、効果的な方法を提案すること。

(2) 参加企業の募集

市内事業所から参加企業を公募すること。（10社程度）

### (3) 取組効果の市内企業への発信

- ① (1) の実施後、実施企業における取組みやリテラシー向上への効果について市内企業向けに周知し、取組みの必要性を発信する。

例) セミナーの開催等

#### ②開催方法

- ・オンライン型、ハイブリッド型、集合型のいずれでも可。

※ハイブリッド型、集合型で開催する場合は、市内の利便性の高い会場（定員100名程度）を選定すること。また、福岡市男女共同参画推進センター・アミカス4階ホール（定員304人）を使用する場合は、会場借上料は発生しないが、事前に福岡市と調整すること。

〔使用可能日：2月27日、28日、3月3日、4日、5日、6日、7日〕

内容については、事前に福岡市に確認をとること。

### (4) 広報全般

- ・当該委託業務全体の広報計画を策定の上、提出すること。

※広報用チラシデータの作成は必須とする。

### (5) 業務報告及び業務完了報告

#### ①業務報告

業務の進捗状況等について、適宜、福岡市へ提出すること。

#### ②業務完了報告

業務終了後、速やかに業務完了報告書（紙ベース、電子データ）を提出すること。業務完了報告書には次のものを添付すること。

##### ア 企業への伴走型支援

- ・対象企業リスト
- ・5(1)の内容（参加者数・作成資料・記録写真等）
- ・調査用紙及び集計結果
- ・効果検証の調査用紙及び集計結果
- ・参加企業毎の効果検証資料

##### イ 取組効果の市内企業への発信

- ・参加者名簿
- ・配布資料
- ・アンケート用紙及び集計結果
- ・記録写真等

※その他、実施内容により、報告書内容を協議し決定する。

(6) その他

- ・その他詳細については、随時、福岡市と打ち合わせを行うこと。
- ・本事業の成果物にかかる著作権は福岡市に帰属する。

6 業務の適正実施に関する事項

(1) 関係法令等の遵守

委託業務の実施にあたって、労働基準法その他関係法令を遵守すること。

(2) 業務の再委託

福岡市の承諾を得ずに、委託業務の一部を再委託してはならない。第三者へ再委する場合は、事前に書面で報告し、福岡市の承諾を得ること。

(3) 個人情報の保護

福岡市個人情報保護条例や個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守すること。契約終了後も同様とする。なお、再委託する場合は、再委託先にも同様の義務を負わせるものとする。

(4) 守秘義務

業務上知り得た福岡市や企業等の秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。なお、再委託する場合には、再委託先にも同様の義務を負わせるものとする。

7 その他

- (1) 業務の履行にあたっては福岡市と協議を行うこと。
- (2) 委託業務における参加企業から費用は徴しない。
- (3) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、全て受託者の負担とする。
- (4) 本書に定めのない事項または定める事項で疑義が生じた場合には福岡市と受託者で協議のうえ定めるものとする。